



政府統計

報道関係者 各位

平成 29 年 12 月 27 日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室
室長 井嶋 俊幸
室長補佐 井上 明子
就労条件係 (内線 7639)
(代表電話) 03-5253-1111
(直通電話) 03-3595-3147

平成 29 年「就労条件総合調査」の結果

～ 平成 28 年の年次有給休暇の取得率は 49.4%で上昇 ～

厚生労働省では、このほど平成 29 年「就労条件総合調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

「就労条件総合調査」は、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的としています。対象は、常用労働者 30 人以上の民間企業で、このうち 6,367 企業を抽出して平成 29 年 1 月 1 日現在の状況等について 1 月に調査を行い、4,432 企業から有効回答を得ました。

【調査結果のポイント】

1 年次有給休暇の取得状況

平成 28 年 (又は平成 27 会計年度) 1 年間の年次有給休暇の付与日数は 18.2 日 (前年 18.1 日)、そのうち労働者が取得した日数は 9.0 日 (同 8.8 日) で、取得率は 49.4% (同 48.7%)

【7 頁・第 5 表】

2 勤務間インターバル制度の導入状況

実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が 11 時間以上空いている労働者が「ほとんど全員」又は「全員」である企業割合は 71.6%

勤務間インターバル制度の導入状況別の企業割合は、「導入している」が 1.4%、「導入を予定又は検討している」が 5.1%

【15 頁・第 13 表、第 14 表】

3 一律定年制における定年後の措置

一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度又は再雇用制度のある企業割合は 92.9% (前年 94.1%)、勤務延長制度 (両制度併用含む) のある企業割合は 20.8% (同 23.6%)、再雇用制度 (両制度併用含む) のある企業割合は 83.9% (同 83.4%)

【19 頁・第 18 表】

詳細は別添概況をご参照ください。